

「生計を一にする親族への支出」禁止について

【禁止する支出項目】

◎原則として、すべての支出項目において禁止する。

≪想定される支出項目≫

- ・ 事務・事務所費の賃貸借料（家賃・駐車場等）
- ・ 人件費
- ・ 調査研究費の調査委託費
- ・ 議員の同行旅費 など・・・

【禁止する範囲】

◎生計を一にする親族に対する支出

◎生計を一にする親族が代表者・役員等の地位にある場合で、当該法人に独立した法人格が認められることに疑義がある場合の支出

生計を一にする親族とは

【国税庁 所得税基本通達 2-47】

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。